

資料 1

令和 4 年 3 月

長久手市文化の家条例施行規則の制定について

1 規則名

長久手市文化の家条例施行規則（教育委員会規則） 別紙

2 理由

令和 4 年 3 月 31 日をもって、長久手市文化の家住民情報サービスカウンターを閉鎖することに伴い、現行の長久手市文化の家条例施行規則（市長規則）第 17 条「住民情報サービスカウンターの事務に関すること」の記載を削除し、別紙のとおり規則を制定する。

削除

長久手市文化の家条例施行規則

（住民情報サービスカウンター）

第 17 条 文化の家に住民情報サービスカウンター（以下「サービスカウンター」という。）を設置する。

2 サービスカウンターにおいて取り扱う業務は、次のとおりとする。

（1）住民票の写し及び記載事項証明書の交付に関すること。

（2）印鑑登録証明書の交付に関すること。

（3）サービスカウンターにおける手数料の収納に関すること。

（4）サービスカウンターにおける公印の管守に関すること。

3 サービスカウンターの開業時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

4 サービスカウンターの休業日は、第 4 条に規定する文化の家の休館日と同じとする。

5 サービスカウンターにおける業務の取扱者は、文化の家職員とする。

3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日

長久手市教育委員会規則第 号

長久手市文化の家条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手市文化の家条例（平成10年長久手町条例第3号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、長久手市文化の家（以下「文化の家」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 文化の家に館長及び必要な職員を置く。

(開館時間)

第3条 文化の家の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 文化の家の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に休館日又は開館日を定めることができる。

(1) 月曜日（森のホール及び風のホールにおいては、月曜日及び火曜日）。

ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）に該当する場合は、その翌日以後の最も早い国民の祝日でない日とする。

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用期間の制限)

第5条 次の各号に掲げる施設は、当該各号に定める期間を超えて連続して利用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 森のホール及び風のホール 10日間

(2) 展示室 14日間

(3) 前2号に掲げる施設以外の施設 7日間。ただし、森のホール又は風の

ホールと併用して使用する場合は、１０日間とする。

- ２ 利用期間には、休館日を含めないものとする。

(利用の申請)

第６条 文化の家を利用しようとする者は、長久手市文化の家利用申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

- ２ 申請書は、別表第１に定める期間内に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第７条 教育委員会は、文化の家の利用を許可したときは、長久手市文化の家利用許可書（様式第２号。以下「許可書」という。）を申請者に交付する。

(利用の変更等)

第８条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可の変更をしようとするときは、長久手市文化の家利用変更申請書（様式第３号）に許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- ２ 教育委員会は、前項の申請を許可したときは、長久手市文化の家利用変更許可書（様式第４号）を申請者に交付する。

- ３ 利用者は、利用許可の取消しをしようとするときは、長久手市文化の家利用取消申請書（様式第５号）に許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- ４ 教育委員会は、前項の申請を許可したときは、長久手市文化の家利用取消許可書（様式第６号）を申請者に交付する。

- ５ 第２項の規定により利用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対して不足額を生ずるときは、利用者は直ちに当該不足額を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第９条 条例第１０条ただし書の規定による使用料の還付は、別表第２に定める基準による。

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、長久手市文化の家使用料還付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第10条 使用料を減免することができる場合は、市長が別に定める。

- 2 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、長久手市文化の家使用料減免申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、減免の決定をしたときは、長久手市文化の家使用料減免通知書（様式第9号）を申請者に交付する。

（入館の制限）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、若しくは危害を加えた者又はそのおそれのある者
- (2) 他人に迷惑をかけ、若しくは危害を加えるおそれのある物品又は動物を携行する者
- (3) 施設等に損傷を加えた者又は加えるおそれのある者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

（遵守事項）

第12条 文化の家においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
 - (2) 許可を受けないで広告類等の掲示又は配布をしないこと。
 - (3) 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
 - (4) 許可を受けないで施設又は敷地内において、物品等の展示、販売、金品の募集等の行為をしないこと。
- 2 利用者は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 収容定員を超える人員を入館させないこと。
 - (2) 文化の家内外の秩序保持及び安全確保のため必要な整理員を置くこと。

(3) 利用許可を受けていない施設及びその附属設備を利用しないこと。

(4) その他管理上必要な事項について職員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第13条 教育委員会は、施設の管理のため必要があると認めるときは、利用を許可した場所に職員を立ち入らせることができる。

2 利用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による職員の立入りを拒んではない。

(汚損等届出の義務)

第14条 利用者は、施設等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、長久手市文化の家施設等汚損・毀損・滅失届（様式第10号）を直ちに教育委員会に提出し、その指示を受けなければならない。

(利用後の点検)

第15条 利用者は、施設の利用が終わったときは、直ちに届け出て職員の点検を受けなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

利用申請書提出期間

区分		期間
森のホール 風のホール	芸術文化活動目的で利用する場合	利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとするときは、その最初の日。以下この表において同じ。）の属する月の12月前から利用日の1月前まで

	練習目的で舞台のみ利用する場合	利用しようとする日の属する月の3月前から利用日の7日前まで
	その他の場合	利用しようとする日の属する月の6月前から利用日の1月前まで
アートリビング	芸術文化活動目的で利用する場合	利用しようとする日の属する月の6月前から当日まで
	その他の場合	利用しようとする日の属する月の3月前から当日まで

備考 森のホール又は風のホールとその他の施設を同一の目的（練習、リハーサル、準備等の場合を除く。）で併用して利用する場合は、森のホール及び風のホールの期間とする。

別表第2（第9条関係）

使用料の還付基準

区分		還付率
災害その他利用者の責に帰すことができない理由による取消し		100%
森のホール、風のホール及びこれと併用して利用を許可された施設	利用日前1月までに取消申請がなされたとき	50%
アートリビング	利用日前10日までに取消申請がなされたとき	50%

備考 還付金の算出額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

様式第1号(第6条関係)

長久手市文化の家利用申請書

申 請 番 号					
長久手市教育委員会 様					
申 請 者 住 所					
氏名又は団体の名称					
代 表 者 氏 名					
電 話					
F A X					
利 用 責 任 者 住 所					
氏 名					
電 話					
F A X					
催 事 区 分					
催 事 詳 細					
利 用 内 容					
利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	利 用 目 的		基 本 料
			営利/非営利	利用予定人数	
勤 労 者 等 利 用 (市内在住・在勤)		該当・非該当		基本料合計	
宣 伝・営 業 行 為		該当・非該当		加 算 額	
講 座・受 講 料 等		有・無		減 額	
				利 用 料	

様式第2号(第7条関係)

長久手市文化の家利用許可書

申請番号					
申請者住所					
		氏名又は団体の名称			
		代表者氏名			
		電話			
		F A X			
利用責任者住所					
		氏 名			
		電 話			
		F A X			
		長久手市教育委員会			
催事区分					
催事詳細					
利用内容					
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的		基本料
			営利/非営利	利用予定人数	
勤労者等利用 (市内在住・在勤)	該当・非該当		基本料合計		
宣伝・営業行為	該当・非該当		加算額		
講座・受講料等	有・無		減額		
			利用料		

様式第3号(第8条関係)

長久手市文化の家利用変更申請書

申請番号					
長久手市教育委員会様					
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電話番号					
利用責任者住所					
氏名					
電話番号					

区分	利用年月日	利用時間	施設名	利用目的	利用料
変更後					
変更前					

申請理由 変更日：	利用料合計	
	既納額	
	追徴額	
	還付額	

様式第4号(第8条関係)

長久手市文化の家利用変更許可書

申請番号					
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電話番号					
利用責任者住所					
氏名					
電話番号					
長久手市教育委員会					
区分	利用年月日	利用時間	施設名	利用目的	利用料
変更後					
変更前					
申請理由 変更日：				利用料合計	
				既納額	
				追徴額	
				還付額	

様式第5号(第8条関係)

長久手市文化の家利用取消申請書

申 請 番 号				
長久手市教育委員会 様				
申 請 者 住 所				
氏名又は団体の名称				
代 表 者 氏 名				
電 話				
利 用 責 任 者 住 所				
氏 名				
電 話				

利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	利 用 目 的	利 用 料 キャンセル料
取消理由 取消日：			利 用 料 合 計	
			キ ャ ン セ ル 料 合 計	
			既 納 額	
			追 徴 額	
			還 付 額	

様式第6号(第8条関係)

長久手市文化の家利用取消許可書

申請番号				
申請者住所				
氏名又は団体の名称				
代表者氏名				
電話番号				
利用責任者住所				
氏名				
電話番号				
長久手市教育委員会				
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的	利用料 キャンセル料
取消理由 取消日：			利用料合計	
			キャンセル料合計	
			既納額	
			追徴額	
			還付額	

長久手市文化の家使用料還付請求書

申請番号				
長久手市長 様				
申請者住所				
氏名又は団体の名称				
代表者氏名				
電話				
利用責任者住所				
氏名				
電話				
利用年月日	利用時間	施設名	請求理由	過払額
還付請求理由				
利用許可年月日		還付請求額		

長久手市文化の家使用料減免申請書

申請番号					
長久手市長 様 申請者住所 氏名又は団体の名称 代表者氏名 電話 利用責任者住所 氏名 電話					
利用年月日	利用時間	施設名	減免	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減額		
			加算額		
			利用料		

長久手市文化の家使用料減免通知書

申請番号					
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電話					
利用責任者住所					
氏名					
電話					
長久手市長					
利用年月日	利用時間	施設名	減免	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減額		
			加算額		
			利用料		

様式第 10 号(第 14 条関係)

長久手市文化の家施設等汚損・毀損・滅失届

年 月 日

長久手市教育委員会 殿

申請者 住所

(団体名)

氏名

電話 () -

(団体の場合は、所在地、団体名、代表者名)

次のとおり長久手市文化の家施設等を汚損・棄損・滅失しましたので届けます。

利用許可番号・年月日	第 号 年 月 日		
行事等の名称			
汚損・棄損・滅失の日時	年 月 日() 時 分 頃		
汚損・棄損・滅失の原因			
汚損・棄損・滅失した施設等の名称	汚損・棄損・滅失の箇所及び程度	数量	損害額
			※
			※
備考			

※印の欄は記入しないでください。